



事業者の皆さまへ 従業員が感染したら／濃厚接触者になったら

従業員が新型コロナウイルスに感染したら、事業所としてどう対応したらよいのでしょうか。また、濃厚接触者と判断された場合はどうなるのでしょうか。実際には、状況に応じて個々に対応をお願いすることになりますが、一般的な流れを記しましたので参考にしてください。

1 従業員が感染した場合

本市においては、感染者が確認されると、医療機関または保健所から、感染した本人に電話連絡し、当日または翌日に入院することとなります。勤務先へは本人から報告していただくとともに、必要に応じて保健所からも連絡をして、勤務先の状況をお聞きし、感染拡大防止に必要な対応をとっていただくこととなります。

(1) 保健所との連携

従業員の方から感染の報告があったら、下記①②③について、準備を始めていただくと、その後の作業がスムーズに運びます。②③により、保健所は濃厚接触者に該当する方を判断していきます。

なお、施設の閉鎖については、保健所にご相談の上、検討をお願いします(⑤)。

- ① 保健所との連絡窓口担当者を決めてください。
- ② 感染者が在籍する部署の従業員名簿及び健康状態、フロアの見取り図（座席表）、勤務時間・形態がわかるもの（シフト表など）等を準備してください。
- ③ 職場内での感染者との接触状況（業務だけでなく飲食や喫煙などの行動も含め）を、あらかじめ確認しておくことが望ましいです。
- ④ 必要に応じて事業者において職場の消毒をお願いします。
- ⑤ 感染者の執務エリアまたは事業所全体の一時閉鎖などの対応について検討してください。なお、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（日本渡航医学会・日本産業衛生学会 共同文書）には、「一律に部分的全体的施設の閉鎖を実施すべきではない」とされています。

(2) 医療機関との連携

① 入院治療

感染が確認された従業員は、保健所からの指示により市内または近隣の医療機関に入院し、医療機関の指示に従い治療を行うこととなります。

② 退院の目安

下記の1) または2) の条件を満たすこととされており、主治医から指示があります。

1) 発症後から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合

2) 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査で陰性を確認した場合

(3) 情報公開

事業所内で新型コロナウイルス感染者が発生したことについて、事業所において公表することは義務付けられていませんが、ホームページ等で公表する場合は、個人のプライバシー保護に十分配慮してください。その際、公表時期及び内容について、事前に保健所と情報共有をお願いします。

(4) 職場復帰

主治医からのアドバイスに従い、体調を確認しながら職場へ復帰させてください。

① 医療機関から退院の連絡があると、保健所では、ご本人宛に退院後の健康管理に関する文書を郵送し、退院後4週間を健康観察期間として、一般的な衛生対策の徹底、検温など毎日の健康確認、咳や発熱などの症状があった場合の連絡について依頼しています。

② 事業者は職場復帰に際して、退院後1週間程度の在宅勤務・自宅待機を行わせてから出社させることが望ましいとされています。在宅勤務・自宅待機が困難な場合は、復帰後1週間は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を2m程度に保つなどの感染予防対策を行い、体調不良を認める際にはできるだけ出社させないでください。

(5) その他

保健所では、職場復帰に当たり「陰性証明書」「治癒証明書」の発行は行っていません。

2 従業員が濃厚接触者と判断された場合

従業員が濃厚接触者 i) と判断された場合には、次の対応をとっていただくことになります。

(1) 濃厚接触者とされた従業員には PCR 検査を受けていただくとともに、PCR 検査が陰性であったとしても、感染者との最終接触から 14 日間の自宅待機及び健康観察 ii) をお願いしますので、ご理解をお願いします。

(2) 事業者が独自の判断で、濃厚接触者や濃厚接触者以外の者に自宅待機などを指示したり、健康観察期間を延長する場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応が求められます。

< i) 濃厚接触者 >

濃厚接触者は、感染者の感染可能期間に接触した人のうち、次の範囲に該当する人をいいます。保健所の聞き取り調査により、総合的に判断し本人に連絡します。

- ・ 感染者と同居あるいは長時間の接触があった人
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった人
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた医療従事者、介護従事者
- ・ 感染者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い人

< ii) 濃厚接触者としての自宅待機及び健康観察 >

最終接触から14日間の健康観察期間中においては、毎日の検温、健康状態のチェックとともに自宅待機をお願いします。不要不急の外出はできる限り控え、止むを得ず移動する際は、公共交通機関の利用は避けること、また外出時のマスク着用及び手指衛生などの感染予防策の徹底をお願いします。

< 参考 >

- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」
第2版 2020.6.3
(一般社団法人日本渡航学会 公益社団法人 日本産業衛生学会)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」
令和2年5月29日版
(国立感染症研究所 感染症疫学センター)